御

名

御 璽 認知症施策推進本部令をここに公布する。

令和五年十二月二十日

内閣総理大臣

岸田

文雄

政令第三百六十八号

認知症施策推進本部令

規定に基づき、この政令を制定する。 内閣は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和五年法律第六十五号)第三十七条の

第一条 認知症施策推進関係者会議(以下「関係者会議」という。)の委員の任期は、二年とする。

た

委員は、再任されることができる。

だし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2

第二条 関係者会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。

報

2

会長は、会務を総理し、関係者会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。 (関係者会議の運営)

第三条 関係者会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。 関係者会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところに

3 係者会議に諮って定める。 前二項に定めるもののほか、 議事の手続その他関係者会議の運営に関し必要な事項は、 会長が関

(認知症施策推進本部の運営)

第四条 この政令に定めるもののほか、認知症施策推進本部の運営に関し必要な事項は、 推進本部長が認知症施策推進本部に諮って定める。 認知症施策

附則

(施行期日)

ら施行する。 この政令は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行の日 (令和六年一月一日) か

(特定秘密の保護に関する法律施行令の一部改正)

正する。 特定秘密の保護に関する法律施行令(平成二十六年政令第三百三十六号)の一部を次のように改

第一条中「人事院」を「認知症施策推進本部、 人事院」に改める。

内閣総理大臣

厚生労働大臣 敬三